

議案第62号

静岡市蒲原プール条例の一部改正について

静岡市蒲原プール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市蒲原プール条例の一部を改正する条例

静岡市蒲原プール条例（平成17年静岡市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に対する水泳」を「の水泳及び市民の健康増進」に改め、「児童等の体育」の次に「及び市民のスポーツ」を加える。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第2号中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。